

令和6年3月吉日

被保険者 各位

東京都鉄二健康保険組合

## 健康診断結果報告の取扱いについて

当組合では、被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進を目的として加入企業と共同で健康診断を実施しております。

さて、皆様が当組合の実施する健診を受診した結果につきましては、法定項目、法定外項目に関わらず、お受けいただいた全ての項目が当組合のほか、事業主へも報告されます。ご了解いただいた上で、健康診断をお受けくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

下記に当組合における健診結果の使用目的及び、事業主への報告に関する根拠を記載いたします。

ご確認いただいた上で、**事業主への法定外項目の結果報告について、同意されない方は、事業所を通して事前に当組合までお申し出くださいますよう宜しくお願い申し上げます。**

なお、ご不明な点がございましたら、当組合保健事業部(TEL03-3835-4341)までお問い合わせください。

### ○東京都鉄二健康保険組合の実施する健診の目的等

#### 【健診実施目的】

- ・健康保険法に基づき、被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進を目的とした保健事業として行います

#### 【健康診断結果の使用目的】

- ・データヘルス計画実施に伴う健診結果の分析、健康相談、保健指導・健康教育に用います
- ・高齢者の医療の確保に関する法律に規定される特定健診、特定保健指導の実施、報告に用います

### ○事業主への報告の根拠

- ・当組合の健康診断事業の共同利用の形で事業主が健診を実施しているためです
- ・労働安全衛生法及び労働安全衛生規則において、労働者の安全と健康を確保する義務が課せられており、安全管理、衛生管理を行う必要があるためです  
(事業主に健康診断の実施、結果の記録及び保存、労働基準監督署への報告等が義務づけられています)
- ・その他関連法令に定められた事業者義務事項を満たすためです